

性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実を求める意見書

全ての女性が輝く社会の実現を目指す我が国において、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは女性活躍の大前提である。とりわけ性犯罪・性暴力は、被害者にとって、身体面のみならず、精神的にも長期にわたる傷跡を残す重大な犯罪であり決して許すことはできない。加害者への厳正な対処と並び、性犯罪・性暴力被害者（以下、性犯罪被害者等）の支援は極めて重要な課題である。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、平成32年までに性犯罪被害者等のためのワンストップ支援センターを各都道府県に最低1カ所設置することが成果目標として掲げられ、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）においても支援体制の核となるワンストップ支援センターを含む支援体制の充実が明記され、その達成に向けて更なる取り組みの強化が求められている。

よって、政府においては、性犯罪被害者等支援体制の充実に向け、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 第4次男女共同参画基本計画の成果目標年限である平成32年を待たずに、全ての都道府県に最低1カ所の性犯罪被害者等のためのワンストップ支援センターを設置するとともに、当該センターを安定的かつ継続的に運営することができるようにするため、平成29年度予算概算要求に盛り込まれた都道府県等に対する国庫補助制度を確実に創設すること。併せて、相談体制の整備促進、相談支援の質の向上を図るため、研修事業を拡充すること。
2. 初診料、診断書料、検査に要する経費、緊急避妊に要する経費等の公費負担制度とカウンセリング費用の公費負担制度を全ての都道府県で実施するとともに、全国同水準の運用が担保できるようにするため、必要な措置を講ずること。
3. 様々な理由から警察に被害を相談することができない性暴力被害者に係る医療費及びカウンセリング費用を助成する都道府県の取り組みを支援する仕組みを作ること。
4. 各都道府県警察に設置されている性暴力被害者の相談窓口番号をわかりやすい全国利用型の短縮ダイヤル導入による全国統一化を図るとともに、24時間化を実現し、被害者がいつでも相談できる環境を整えること。警察以外における相談支援体制（ワンストップ支援センター、法テラス、婦人相談所、婦人保護施設等）の拡充も図ること。
5. 売春防止法を根拠法とする婦人保護事業は、性暴力のみならずDV、貧困、家庭破綻、障害等様々な困難を複合的に抱え、自ら支援を求めて行動することが容易でないケースに対応している。また、この事業に辿りついた女性たちの年齢は10代から高齢者まで多岐にわたり、子どもを同伴することも多く、現行の枠組みでは対応できない実態がある。こうした実態を踏まえ、婦人保護事業を法的な措置を含め抜本的に見直すこと。
6. 若年性暴力被害者の実態を把握し、未然に防ぐため、相談・支援の実態を把握し、今後の相談・支援のあり方について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

松原市議会

